

地域計画の策定等に係るQ & A

令和7年2月

1. 総論

質問	回答
基盤法の地域計画と活性化法の活性化計画の関係性について教えてください。	1 農地は、農業上の利用を行うことが基本であるため、まずは、改正基盤法に基づき、地域での話し合いを行っていただき、その結果を踏まえ、農業上の利用を行う農地の区域については、目標地図を含む地域計画を定めていただく必要があると考えています。 2 その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農地として維持することが困難な農地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農地の保全や林地化を図っていただきたいと考えています。 3 地域計画と活性化計画は、いずれも地域の計画的な土地利用の在り方について、関係者が協議をして定めるものであることから、地域で一体的に推進することが重要であり、国として、地域での一体的な取組を強力に後押ししてまいります。

2. 協議の場

質問	回答
(1) 協議の場ではどのような議論を行うのですか。	1 協議の場においては、市町村による地域計画の策定に当たって、 ① 協議の場が設けられた区域における農業の将来の在り方 (地域の所得向上の観点から、どのような作物を生産するか) ② ①の農業が行われる農用地等の区域 (今後も農地として利用するエリアをどう設定するか) ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (農地の集積・集約化など誰が農地をどう利用していくのか) について、話し合いを行っていただき、市町村が地域計画を策定することとなります。
(2) 協議の場の区域はどうなりますか。	協議の場の区域については、既存の人・農地プランの策定地域も参考としつつ、集落単位のほか、「隣接した複数の集落」「大字」「小学校区」など、地域の状況に応じて、市町村の判断で設定していただきたいと思います。
(3) 協議の場の参加者はどうなりますか。	1 協議の場の参加者については、地域の実情に応じて市町村が判断していただいて構いませんが、下記のように、できるだけ幅広く関係者から意見を聴くことが重要です。なお、協議への参加は義務ではございません。 ① 集落の代表者 ② 認定農業者等の担い手 ③ 農地所有者の代表者 ④ 若年者や女性 ⑤ 隣の集落の担い手 ⑥ 新規就農者 ⑦ 農業法人・企業 ⑧ 畜産農家・養蜂家 ⑨ 農業委員会、農地バンク、農業協同組合、土地改良区等

	⑩ その他農業支援サービス事業体など、地域農業の関係者 2 その他、協議の場には、家族の代表者以外にも、後継者や配偶者の方も参加するよう呼びかけるとともに、協議の開催日時や場所をHPや広報誌、町内放送等により周知していただきたいと考えています。その際、地域のJA青年組織や生産部会、女性部会の事務局などに協議の場の開催日程を提供することも効果的です。
--	---

3. 地域計画（法定化された人・農地プラン）総論

質問	回答
(1) 地域計画の策定はいつまでに行う必要があるのですか。	地域計画は令和7年3月31日までに地域でできる限り話し合っていた上で定めていただきたいと考えています。
(2) 地域計画には具体的にどのような内容を記載すればよいのですか。	1 地域計画は、協議の場の結果を踏まえ、10年後を見据え、以下のことを記載してください。 ① 地域の農業の将来の在り方 地域の実情を踏まえ、高収益作物への転換や水田の畑地化、有機農業や輸出に向けた産地形成など、目指す将来の地域農業を記載してください。 ② 地域計画の区域 農振法の農業振興地域内を中心に、今後も農業上の利用が行われる農用地等の区域を記載してください。 ③ 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標 農用地の集積・集約化の進め方等区域内的の農用地の利用の方針や、集積・集約化に関する具体的な目標を記載してください。 ④ 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 農用地の集積・集約化の取組、農地バンクの活用方法、基盤整備事業への取組などを記載してください。 なお、地域の実情に応じて、鳥獣被害防止対策や有機農業、畑地化・輸出、耕

	畜連携などの地域の取組についても記載することができます。 ⑤ 目標地図 ③の目標として、②の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定めた目標地図を作成してください（「項目4. 目標地図」も参照。）。
(3) 一度策定された地域計画については、どのぐらいの頻度で見直しが必要なのですか。 また、地域の実情に応じたタイミングで、地域計画を変更できないのですか。	1 地域計画は一度策定して終わりではなく、策定後も地域農業の実情に応じて随時変更をしていくことが重要です。 2 例えば、 ① 目標地図の作成後に受け手が見つかっていなかった農地で新規就農者が新たに農業を行う場合や ② 産地として新たに有機農業を展開するため、農地利用の在り方を変更する場合 ③ 区域内の農地を道路等の公共用地をはじめとする農業外の利用や、農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため、農地転用の必要が生じた場合などの場合には、市町村は、随時、地域計画を変更していただきたいと考えています。
(4) 農業振興地域の農用地区域内であり、かつ地域計画の区域内の農地を、公共用地などの農業外の利用を目的として転用する場合、区域からの除外や農地転用許可のタイミングはどのようになるのですか。	農振法の農業振興地域の農用地区域からの除外を伴う農地転用の必要が生じた場合には、地域計画の変更公告前に、農振法による農用地区域からの除外手続きや農地法による転用許可の手続きに係る調整を開始して差し支えありませんが、農業振興地域整備計画の変更案の公告・縦覧等の手続は地域計画の変更公告後に行う必要があります。 なお、市町村が地域計画を変更する際、変更案を2週間縦覧するに当たっては、事前に地域農業の関係者に十分周知した上で縦覧することが重要です。 このような場合には、地域計画の変更手続において、関係者の意見聴取、説明会の開催及び変更案の縦覧を経ていることを踏まえ、おおむね30日間の農業振興地域整備計画案の縦覧手続は、市町村の判断により、短縮を図ることも可能です。
(5) 地域計画の策定に当たっては、実質化された人・農地プランを活	1 地域計画の策定に当たっては、これまでの人・農地プランを土台として協議いただき、当該協議の結果を踏まえ、地域計画を策定いただくことが効果的と考えています。

用できないのですか。 また、地域計画の策定後も、人・農地プランを引き続き更新する必要があるのですか。	2 一方で、地域計画では、人・農地プランと異なり、地域の農地の将来像である目標地図を示していただくこととしており、 ① 当該区域における農業の将来の在り方 ② 農業上の利用が行われる農用地等の区域 ③ その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項を地域で話し合ってください。 3 なお、地域計画を策定いただいた地域については、人・農地プランを更新いただく必要はありません。
(6) 市街化区域や基本構想を定めていない市町村の区域においても、地域計画を策定しなければいけないのですか。	市街化区域を含め基本構想を定めていない市町村は、地域計画を策定する必要はありません。
(7) 地域計画の案を縦覧した際に意見書の提出があった場合、どのように対応すればよいですか。	1 地域計画の案の縦覧期間満了の日までに利害関係人から意見書が提出された場合、その内容に応じて案の修正を検討する必要があります。 2 例えば、急遽大規模な農地転用を行うことが判明し、地域計画に定める取組に著しく支障が生じるなど、緊急的に地域計画の案を再検討する必要があると判断した場合には、改めて協議の場を設置し、協議を行うよう地域に呼びかけ、地域計画の案を変更することが適当です。 一方、不測の事態により農業を担う者としての位置付けを見送る場合などであって、地域農業の達成に寄与すると認められる場合には、地域計画の案を変更する必要はありますが、改めて協議の場を設置せず、事後的に協議の場で報告することも可能です。

	3 また、意見を直ちに地域計画の案に反映できない場合は、次回の協議の場において、それらの意見も踏まえて協議を行うことも考えられます。 4 いずれの場合であっても、意見書の内容は、要旨、提出数及び処理結果を一覧表にまとめ、公表することが適当です。
(8) 地域計画の案の縦覧や地域計画を公告する場合、氏名等の個人情報伏せすることは可能ですか。	1 不特定多数の者が閲覧できる場合には、個人情報に配慮する観点から氏名等を伏せることができます。 2 なお、地域計画の案や地域計画の原本には、「農業を担う者」及び「目標地図」に氏名等を正確に位置付ける必要がありますが、地域計画が地域の農業上の利用を図るために策定されるものであることに鑑み、原本が閲覧できる者は、地域農業の利害関係人に制限することができます。
(9) 地域計画と国の補助事業は関連付けられるのですか。	地域計画の実現に向けた取組を後押しする観点から、地域計画を策定した地域や目標地図に位置付けられた農業者を支援するため、各種補助事業等において、要件化やポイント加算等の関連付けを行うこととしています。

4. 目標地図

質問	回答
(1) 目標地図に位置付けられるような人がいないのですが、どうすればよいのですか。	1 目標地図を作成する時点において、農地の受け手が見つからない際には、当面、例えば、 ① 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織 ② JA等のサービス事業体 等による農作業受託を活用していただきたいと考えています。 2 その後、新たに受け手が見つかった場合には、当初作成した目標地図を変更し、新たな受け手を目標地図に反映できることにしています。

(2) 既に地域の農地の大部分を担い手が引き受けている地域では、どのように目標地図を作成すればよいのですか。	既に、担い手による農地の集積・集約化が十分に実現しており、協議の結果、将来的にも農地利用の在り方が変わらない地域においては、現状の農地利用の在り方を目標地図とすることは可能です。
(3) 目標地図に農業を担う者が位置付けられた農地を、第三者が一時的に耕作目的で利用したい場合、あらかじめ地域計画を変更する必要がありますか。	1 あらかじめ地域計画の変更は必要ありません。 2 ただし、最終的に目標年度の担い手が変更となる場合には、事後的に地域計画を変更する必要があります。
(4) 今までの人・農地プランの「中心経営体」と目標地図の「農業を担う者」は違うものなのですか。	目標地図においては、将来において農地を利用する者として、 ① 認定農業者等の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者） ② ①以外の多様な経営体（①以外の中心経営体、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体、農業を副業的に営む経営体） ③ 農作業の受託サービスを行う者の農業を担う者が位置付けられることとなり、従来の中心経営体よりも広い者が対象になります。